

四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 4 1 号

四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成 20 年四日市市規則第 3
2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(健康増進法に関する事務)</p> <p>第 20 条 健康増進法（平成 14 年法律 第 103 号。以下この条において 「法」という。）に関する事務のうち 保健所長に委任する事務は、次のとお りとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7) 法第 32 条第 1 項及び第 2 項の規 定による誇大表示の禁止に係る勧告 及び命令に関すること。</u></p>	<p>(健康増進法に関する事務)</p> <p>第 20 条 健康増進法（平成 14 年法律 第 103 号。以下この条において 「法」という。）に関する事務のうち 保健所長に委任する事務は、次のとお りとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p>

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部保健予防課)